

児保第11号
平成12年3月30日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生省児童家庭局保育課長

「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて

今般、平成12年3月30日児発第296号「小規模保育所の設置認可等について」(以下「児発第296号通知」という。)が施行されたところであり、この取扱いについては、次の事項に留意願いたい。

- 1 児発第296号通知の第1の1の(2)の に掲げる地域には、旧地域改善対策特別措置法(昭和57年法律第16号)第1条に掲げる対象地域及び過疎地域に準ずる地域を含むものとするものであること。
- 2 小規模保育所の保育単価については、定員20人及び21人から30人までのものについて別途通知による小規模保育所に係る各々の保育単価が適用され、その他の小規模保育所のうち、定員31人から45人までの保育所にあつては保育所運営費国庫負担金交付基準の保育単価表の45人までの区分の保育単価が、定員46人以上の保育所にあつては、46人から60人までの区分の保育単価が、各々適用されるものであること。
- 3 昭和57年8月24日児福第21号「小規模保育所の設置認可等の取扱いについて」は廃止する。

なお、この通知の1については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的勧告に当たるものである。